

田子町住民説明会次第

平成16年2月18日(水)

午後6時 ~ 8時

タプコピアンプラザ

1 開 会

2 青森県知事あいさつ

3 田子町長あいさつ

4 説明案件

(1) 青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の同意について(資料1)

(2) 風評被害対策について(資料2)

(3) 地域振興策について(資料3)

5 質疑応答

6 閉 会

青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画 の同意について

平成15年11月17日に提出した標記実施計画について、環境省等と調整を行った結果、本県の計画及び添付資料を別紙のとおり修正し、平成16年1月21日付けで環境省の同意が得られました。

主な修正内容は次のとおりです。

1. 実施計画について

(1) II 特定支障除去等事業の実施範囲

2の(2) 有害廃棄物量について

有害廃棄物のうち VOC、DXN によって汚染されておらず、医療系廃棄物が混在している有害産業廃棄物の量 284,615 m³を明記しました。

(2) III 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

5 事業実施期間及び事業費について

岩手県側から青森県側への浸出水による汚染拡散防止対策を岩手県が講ずることとしたことから、本県が計画していた遮水壁のうち県境部分の設置を取りやめたこと等に伴う事業費の修正を行いました。

(3) IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

1 基本的考え方

特定産業廃棄物の処分を行った者からの費用の徴収の確実な見込み額について明確化するため、「現時点において、確実に徴収できる資産はないが今後、三栄化学工業株式会社が有する不動産等の資産について、回収に努める」旨を明記しました。

2. 添付資料について

別添資料1 県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画関係図表について

(1) 図III-1 全体平面図・図III-4 表面遮水工

県境部分の遮水壁ラインを消去しました。

(2) 図III-16 年度別工事計画

県境部分の遮水壁の設置を取りやめたこと等に伴う事業費の修正を行いました。

実施計画及び添付資料の修正箇所一覧表

実施計画P6の修正箇所

堆肥様物	183,200 m ³
焼却灰主体	262,590 m ³
R D F 様物	55,088 m ³
汚泥主体	14,070 m ³
一時仮置場（堆肥様物）	33,000 m ³
中間処理場（堆肥様物）	63,000 m ³
合計	610,948 m ³

※ 算定根拠：表Ⅱ-2のとおり

※ 上記のうち、VOC、DXNによって汚染されておらず、医療系廃棄物が混在している有害産業廃棄物の量は 284,615m³

※下線部を追加

実施計画P14の修正箇所

事業費

費目	細目	事業費(百万円)	備考
汚染拡散防止対策事業費		8,025 <u>7,402</u>	
	浸出水処理施設等工事	2,634	概算
	遮水壁等工事	3,612 <u>3,089</u>	概算
	その他工事	1,509	概算
	設計→監理委託業務	270 <u>170</u>	概算
廃棄物処理事業費		34,400	
	廃棄物運搬処理	33,500	<u>670,000t *</u> <u>50,000円/t</u>
	廃棄物掘削積込	900	概算
環境モニタリング事業費		600	
	モニタリング委託業務費	600	概算
水処理施設維持管理費		800	
	維持管理委託業務	800	概算
事務費		260 <u>216</u>	
	事務費	260 <u>216</u>	概算
総計		44,085 <u>43,418</u>	

※下線部のとおり修正

Ⅳ 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

1 基本的考え方

特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任追及については、廃棄物処理法の安定的施行を確保し、不法投棄の未然防止のためにも厳格な対応が必要であると認識しているところである。

また、特定支障除去等事業に要する費用は、県民さらには全国民の負担となることから、国の積極的な関与のもと、関係都県市の協力を得ながら、特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任を徹底的に追及することとする。

特定産業廃棄物の処分を行った者からの費用の徴収の見込みについては、現時点において、確実に徴収できる資産はないが、今後、三栄化学工業株式会社が有する不動産等の資産について回収に努める。

※下線部を追加

~~（４）特定産業廃棄物の処分を行った者からの費用の徴収の見込みについて~~

~~①平成13年1月18日、縣南衛生株式会社に対するRDF様物（ごみ固形物）の撤去に係る措置命令及び廃油混入堆肥の撤去に係る措置命令の代執行費用に係る債権（債権額約7.5億円）について、破産債権の申出の手続を行った。~~

~~②汚染拡散防止対策に係る基本設計に係る費用の徴収の確保のため、平成15年9月には、三栄化学工業株式会社が第三債務者に有する不動産売掛債権（債権額3,500万円）について差押えを行った。また、同社が八戸市に有する不動産（評価額約1億1千万円）について効果的な費用の徴収に努めるものとする。~~

※（４）を全削除

実施計画P22の修正箇所

(3) 特定支障除去等事業に要する費用の徴収の見込み

- ① ~~特定支障除去等事業に要する費用の排出事業者からの徴収の見込みについては、~~
~~ア 排出事業者数が約10,600社に及び、措置命令の対象となる排出事業者数が確定していないこと~~
~~イ 措置命令が履行されずに、代執行としての特定支障除去等事業に至る件数(費用徴収に至る件数)が不確定であること~~
~~ウ 実際に、徴収することができる費用の額は、個々の排出事業者の資産の状況等に左右されるものであること~~
~~から、徴収することができる見込額を明確に積算することは困難である。~~
- ② ~~なお、措置命令を受けた排出事業者が措置命令を履行した場合には、その限りで特定支障除去等事業に要する費用が軽減されることとなることから、排出事業者責任を徹底的に追及し、措置命令を適正に履行させることを通じて、特定支障除去等事業に要する費用の軽減に努めることとする。~~

現時点において確実に徴収できる費用はない。

※ (3) ①及び②を削除し、下線部を追加

別添資料1 図Ⅲ-1 (P12) 及び図Ⅲ-4 (P15) の修正箇所

図中の県境部分の遮水壁のラインを消去。

※修正後の図Ⅲ-1は4頁のとおり。

※修正後の図Ⅲ-4は5頁のとおり。

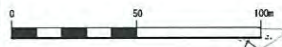
別添資料1 図Ⅲ-16 (P27) の修正箇所

年度別事業費 (単位:百万円)

H15 第1年度	H16 第2年度	H17 第3年度	H18 第4年度	H19 第5年度	H20 第6年度	H21 第7年度	H22 第8年度	H23 第9年度	H24 第10年度	
1,814.0	2,993.5	3,093.5	4,147.8	5,337.7	5,337.7	5,337.7	5,337.7	5,337.7	5,347.7	44,085.0
<u>1,750.4</u>	<u>2,862.5</u>	<u>2,728.4</u>	<u>3,794.7</u>	<u>5,453.2</u>	<u>5,373.8</u>	<u>5,373.8</u>	<u>5,373.8</u>	<u>5,373.8</u>	<u>5,333.6</u>	<u>43,418.0</u>
計										

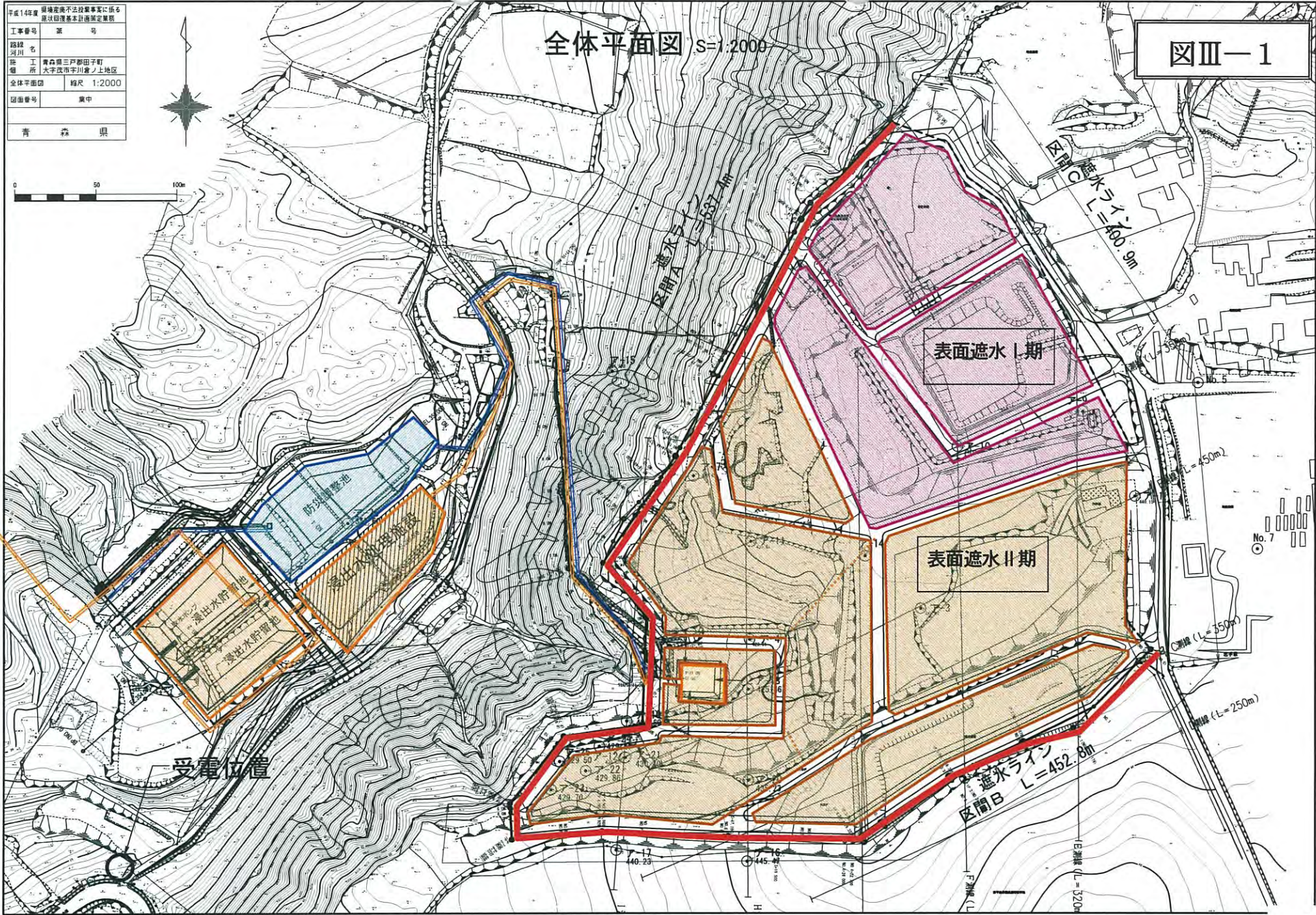
※下線部のとおり修正

平成14年度	環境整備不法投棄事業に係る 現状回復基本計画補正業務
工事番号	案 号
路線名	
河川名	
種 工 所	青森県三戸郡田子町 大字茨市宇川邊ノ上地区
全体平面図	縮尺 1:2000
図面番号	案中
青 森 県	



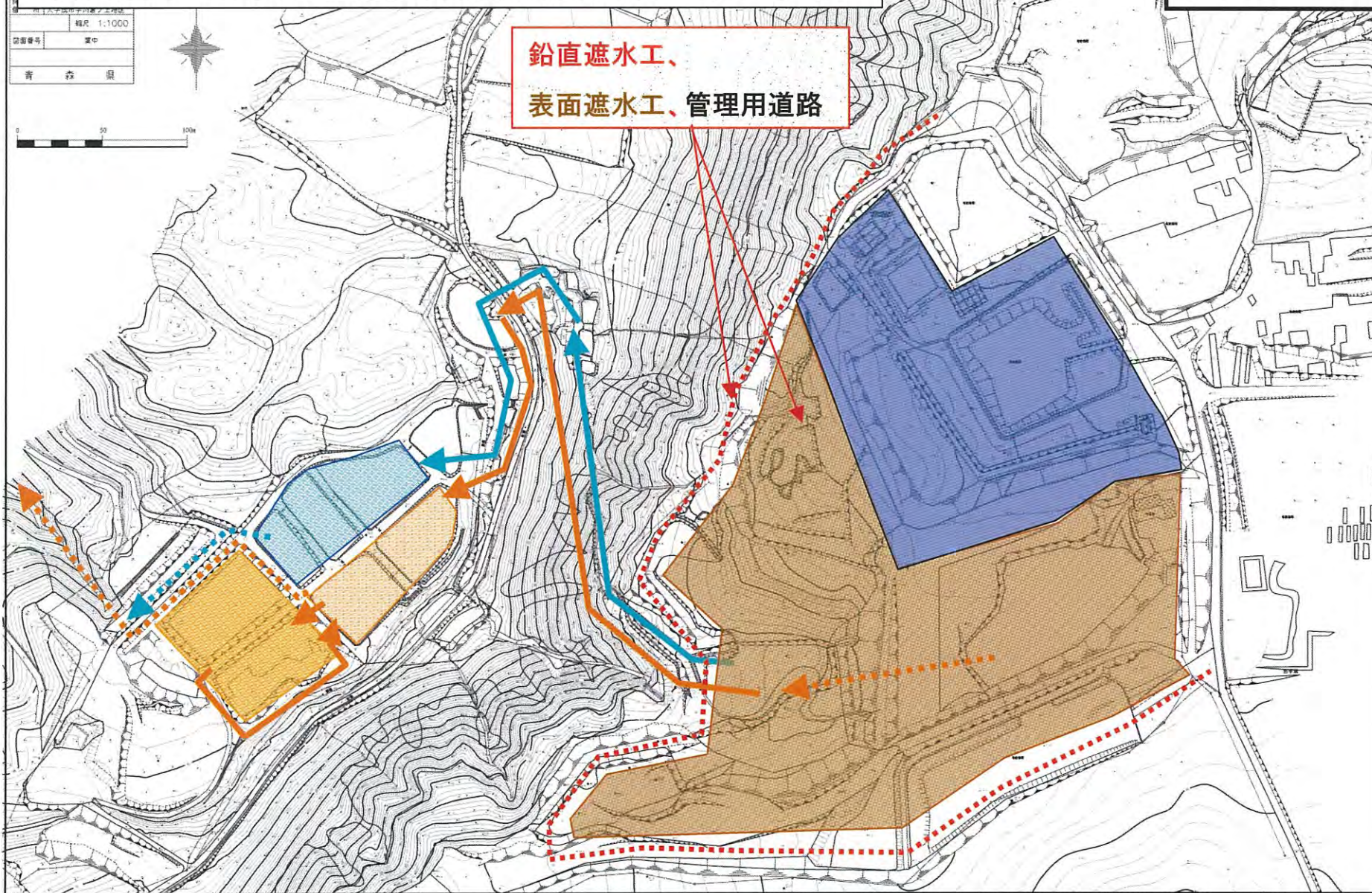
全体平面図 S=1:2000

図Ⅲ-1



表面遮水工(水処理施設稼働、鉛直遮水工等工事中)

図Ⅲ-4



原状回復事業 年度別工事計画

項目	目的	工法等	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考	
			第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度		
汚染拡散防止対策	現状及び廃棄物撤去時における汚染拡散防止(浸出水量削減、浸出水処理、遮水)	①表面遮水工 ②鉛直遮水工 ③浸出水処理施設 ④その他	応急表面遮水工 浸出水処理施設 浸出水調整施設 浸出水導水施設 防災調整池		鉛直遮水工 場内道路工 表面遮水工 浸出水集排水施設 浸出水沈砂池 場内雨水貯留池 廃棄物仮置場整備									
							浸出水処理施設稼働 →							
廃棄物の撤去	廃棄物の撤去、再利用できるものについては住民の理解を得た上で現地再利用。	①場外搬出処理処分(焼却・溶融等) ②現地再利用	A エリア 仮置場 33,000m ³ 中間処理場 63,000m ³			E エリア 12,000 m ³	D エリア 212,000m ³	C エリア 136,000m ³	F エリア 59,000 m ³	B エリア 156,000m ³			対象区画のシートを剥がして廃棄物を撤去	

撤去作業計画

													計
全量撤去	撤去量(m ³ /年)	11,000	28,000	28,000	29,000	95,800	95,800	95,800	95,800	95,800	96,000	671,000	年間 215 日稼働、 搬出車両： 10tダンプ 単重：1.0t/m ³ と想定
	撤去量(t/日)	51	130	130	135	446	446	446	446	446	447		
	搬出車両台数(台/日)	5	13	13	14	45	45	45	45	45	45		

年度別事業費 (単位:百万円)

													計
			1,750.4	2,862.5	2,728.4	3,794.7	5,453.2	5,373.8	5,373.8	5,373.8	5,373.8	5,333.6	43,418.0

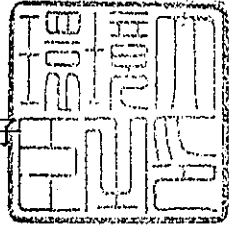
環廃産発第 040121002 号

平成 16 年 1 月 21 日

青森県知事

三村 申吾 殿

環境大臣 小池百合子



特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法
第 4 条第 4 項に基づく同意について (通知)

平成 15 年 11 月 17 日付け青県境第 171 号で協議のあった「青森・岩手県境
不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」について、特定産業廃棄
物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 (平成 15 年法律第 98 号) 第 4
条第 4 項の規定に基づき、同意する。



県境不法投棄事案に係る風評被害対策制度（案）について

1 風評被害による経済損失を補填する給付制度（案）

(1) 趣旨

青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業の実施に伴う風評により経済損失を受けた場合に、当該被害の範囲内で損失を補填するため、県の要綱により給付制度を設ける。

(2) 対象地区

田子町のほか、八戸市、三戸町、五戸町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、百石町、六戸町、下田町（12市町村）

(3) 対象者

対象地区で事業を営む個人又は法人その他団体

(4) 対象被害

事業活動に係る経済的被害

(5) 風評被害認定委員会の設置

被害の認定基準及び給付金の算定基準を定めるため意見を聴く。個別の案件の被害の認定及び給付金の算定についても意見を聴く。

2 予算措置として債務負担行為の設定

(1) 趣旨

予算を伴う制度制定には予算措置が必要であることから債務負担行為を設定し、将来にわたる財政上の債務を明確にする。

(2) 設定する事項

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金

(3) 設定する限度額

30億円

(4) 設定する期間

平成15年度から平成24年度まで

※ 県議会2月定例会の2月補正予算案として追加提案の予定

平成16年度 田子町に係る地域振興策の概要

資料 3

(単位:千円)

事業名	事業費	対象市町村	事業概要	備考
県境再生地域ブランド支援事業	1,100	田子町	田子町の農林畜産業の振興を図るため、田子町及び田子町に所在する農林畜産業団体が行う販売促進活動に対して補助する。	県境再生対策室
県境再生交通安全支援事業	1,127	田子町	廃棄物撤去車両の通行による交通事故を未然に防止するため、交通安全啓発リーフレットと反射材を田子町の全世帯に配布する。	県境再生対策室
県境再生未来へのメッセージ推進事業	860	田子町	田子町の小学校(5、6年生)、中学校、高校を対象に県境不法投棄現場の見学を中心とした環境教育の場を提供するとともに、県境不法投棄事案に対する関心を高めるための学習発表会を開催する。	県境再生対策室
モデル河川における溪流魚の系群保全実証試験費	5,300	田子町	熊原川における魚類生息状況等のモニタリング調査を行うとともに、エゾイワナの生態系の維持保全を図るため種苗放流を行う。	農林水産部
セーフティタウン道路事業	25,600	田子町	撤去廃棄物の搬出路となる県道道前浄法寺線における交通安全対策施設の整備等を行う。(交通安全対策マップの作成、凍結防止剤自動散布機やガードレールなどの施設整備等)	県土整備部
合計	33,987			